

第 20 回 議員定数等議会改革推進特別委員会記録

日時：令和 3 年 1 月 13 日(水)

10 時 06 分～12 時 02 分

場所：第 4 委員会室

【出席者】牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、
佐々木委員、西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】なし

【事務局】古森局長、下間書記、近重議事係長

議 題

1 請願者等の意見陳述の機会について

資料 1-1～1-6

(1) 請願者等の意見陳述実施要領（案）

(2) 条例への明文化

2 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

資料 2

3 自由討議について

資料 3

4 その他

○次回開催 1 月 26 日 (火) 臨時会議終了後 第 4 委員会室

【議事の経過】

(開議 10時06分)

牛尾委員長

任期まではこの委員会で皆と一緒に議会改革の仕上げをしたいと思っているので、よろしく願います。
では議題に入る。

議題1 請願者等の意見陳述の機会について

(1) 請願者等の意見陳述実施要領(案)

牛尾委員長

次長から説明をお願いします。

下間書記

(以下、資料をもとに説明)

牛尾委員長

次長から説明があった。こういう流れでいこうと思っているが、ご意見を伺いたい。議会改革度調査ランキングの形から言えば、市民参加のランクが低い。情報公開は全国ランク39位だが市民参加が弱いので、この辺で市民参加の得点を稼ぎたい。今日的な状況を踏まえると請願書なり陳情書なりに一定程度のことを書き込むのは当たり前のことだが、さらにそれなりに請願者等として何らかを伝えたいという意志をお持ちの方がいらっしゃれば、それを聞くのが当たり前なのだろうということもある。

請願者等の意見陳述の機会について。ここはオーケーだと前回確認したのだったか。

下間書記

実施していくということは確認して、今はスケジュールを説明して、次に中に盛り込む要領について検討していただきたいところがある。

牛尾委員長

では要領を先にしようか。願います。

下間書記

資料1-2をご覧ください。

(以下、資料をもとに説明)

牛尾委員長

順番に皆のご意見を伺いたい。こういう書式で申し入れをしてもらおう。たたき台を次長につくってもらっている。

笹田委員

2番で、上記の請願・陳情者と同じと異なる場合とある。陳情者でない人でも意見陳述ができるということか。例えば全く名前がない方がやるのか。陳情者の複数の名前に含まれる場合もあるが、その中の一人がやるのか。

下間書記

はい。異なる場合のイメージとしては、提出は団体名でその中のどなたか。

笹田委員

そういうのを書いておかないと、誰でもできるようなイメージがある。あくまでも今回の中身は請願者・陳情者の意見陳述を聞くということなので、もう少し明記したほうがよい。

下間書記

了解した。わかるようにする。

牛尾委員長

意見陳述申出書のたたき台については、ほぼこういうものでよろしいか。

(「はい」という声あり)

ではここはオーケーである。

(2) 条例への明文化

- 牛尾委員長 どこでするかということ、1、2、3と示してある。市民にとっては時間が明確にわかるほうが親切だと思う。議案の付託案件もあるが国民の権利としておやりになるので、市民参加の観点から考えれば、市民にとって一番参加しやすいような、例えば開会冒頭にやるのが望ましいかと思ったりするが。これについては皆のご意見を伺いながら。どうやるのがベストかを伺っておきたい。ご意見を願います。
- 笹田委員 委員長が言われたように市民参加しやすいように最初にやって、審査して、終わってすぐ帰れるようにしてあげたほうが参加しやすいと思う。後回しにする必要はないかと思う。
- 佐々木委員 2番が一番よいと思う。請願者・陳情者がわかりやすい時間の中でやっていくのが。議会の開催趣旨で、議案審査という大きなものがあって、それに対する自治法上の重みというか。請願・陳情もそうなのだろうが、議案審査を後回しにしてまで先に審査してもよいかどうか。条例上の規程がもしあるなら、議案審査を優先する可能性もあるかもしれないのだが。あまり関係ないのか。
- 牛尾委員長 関係ないのでは。いろいろ読むがそういう指摘があるような文章に出会ってない。それと今まではどうしても議案、議案と言っていたが、ものによっては議案よりも先に所管事務調査をやるべきだという声もある。だから、こうしなければいけないということは。
- 佐々木委員 では2番で、陳情者が意見陳述されて請願・陳情に対する執行部への問い合わせも含めて、後で審査の流れというのが一番よいかと思う。
- 西村委員 これ、考え方は陳情も請願も一緒か。
- 下間書記 はい。
- 西村委員 今、三通りの案がある。例えば案の2での考え方として、請願者の意見陳述の後で請願審査になっている。この後に陳情の意見陳述を先にするというやり方もあるのではないかと思う。
- 下間書記 議題1に書いてある、請願者「等」の意見陳述となっていて、そこに請願者等の意見陳述には請願と陳情が含まれる。
- 西村委員 では案の2の1請願者等の意見陳述に含まれているということか。
- 下間書記 はい。
- 西村委員 理解した。それならよい。
- 牛尾委員長 どうも案2が、皆のご同意をいただいているようだが。それ以外のご意見がある方はいないか。
- 市民参加、市民サービスという観点からすれば、案2が優れていると思っているので、皆の反対がなければこの流れでいきたいと思うがどうか。
- 西川副委員長 案2がよいと思うのだが、この場合、執行部はどうなるのか。ずっと

	<p>おられるのか。</p>
<p>古森局長 牛尾委員長</p>	<p>委員会が開会した中での話なので執行部はいることになる。 だから陳述が終わった後、執行部に聞きたいことがあれば聞いて審査する。</p>
<p>下間書記 古森局長 笹田委員 下間書記 笹田委員</p>	<p>採決は今までどおり最後にやることでよいか。 陳述を受けて審査に入った段階で執行部の意見を聞き、審査に入る。 採決は後か。 採決は後である。 先にはいけないのか。市民サービスというなら後回しにする必要はない。</p>
<p>牛尾委員長</p>	<p>市民参加という観点から今回このことを考えているので、一気に1件ずつ片をつけていったほうが、はるかに合理的である。皆がそれで問題ないということなら、特別委員会とすれば一気にそこまでやってもよいと思うが。</p>
<p>笹田委員</p>	<p>請願者も陳情者も、そこがどうなるかが一番気になって来られて、それを採択してもらうために意見陳述するわけだから、採決も審査の後に全部してあげたほうが、市民のためにもわかりやすいのではと思うが。それでもよいのだろう。</p>
<p>下間書記</p>	<p>それは請願の審査をして、請願の採決。陳情審査をして陳情の採決というイメージか。</p>
<p>古森局長</p>	<p>1件ごとではなくまとめて、請願なら請願をまとめて採決ということか。</p>
<p>笹田委員 下間書記 牛尾委員長</p>	<p>陳情の申し入れは後からだろう。 そこも要検討である。陳述がない場合はどうするのか。 例えば所管委員会に3本付託があったとして、1、2、3を案件ずつやって、1を決めて2を決めて3を決めるという考え方でよいのか、そうではなく、1から3までを説明させてから。</p>
<p>下間書記 牛尾委員長</p>	<p>意見陳述はもうまとめて行うイメージである。 審査に入ってそれぞれ問題点があれば執行部に聞いて、その後に1、2、3を採決していく流れなのか。</p>
<p>下間書記 笹田委員</p>	<p>案件ごとに採決をするのか、請願なら請願でまとめて採決をするのか。 請願も陳情も何本出るかわからないし、意見陳述も何本出るかわからない。陳述があるものとないものがある。しかし、出た場合は後回しにするのではなく、全てやったほうがよいと思う。出た時点で請願と陳情の審査を先にする形のほうが、委員もわかりやすいし執行部もやりやすいのでは。</p>
<p>下間書記 笹田委員 下間書記</p>	<p>請願・陳情の審査と採決は前に持っていくということか。 はい。 そして採決も、請願・陳情をやった後に請願・陳情の採決をまとめてするのではなく、請願審査したら請願の採決をする、陳情をしたら陳情</p>

笹田委員
牛尾委員長
西田委員
下間書記
笹田委員
西田委員

の採決をするというイメージか。

そう。

笹田委員が言われた方法がわかりやすい。

意見陳述がない場合の採決はどうするのか。

先にしたほうがよいのか。

それは話し合いで決めてもらえばよい。

意見陳述の後で請願・陳情の審査をして、そのまま採決に行く流れはよいと思う。今までの流れを入れ替えただけなので。一つは請願の内容にもよるが、意見陳述があって審査して、そのままの流れで短時間の間にすぐ採決というのは。採決はすごく重要なので、簡単に勢いで採決してよいものかどうか。その間に少し間があって腹入れをよくしてから採決に臨んだほうが、私はよりよいと思うのだが。

小川委員

西田委員が今言われたところであるが結局審査に当たって、執行部側の意見なども参考にする場合がある。そういうことも含めて判断するには、いくらかの時間、熟慮が必要な部分もあると思う。意見陳述する、審査する、すぐ採決となると、性急に答えを出さねばと間違った判断になる可能性もある気がする。少し熟慮の時間が必要ではないか。審査が重要になってくるので、時間をきちんと確保する方法を考えたほうがよい。

佐々木委員

確かに案件によって熟慮しなければいけない、影響が大きいようなものもあると思うので、基本的な流れとしては決めて。恐らくこれまでの陳情・請願の審査状況からすると、今回陳情者の説明と意見聴取をして、執行部に問い合わせがあればやって、その後に委員同士で意見を出しながら最終的に結論を出すという流れなのだろうが、時間がほしい場合、委員会の中の配慮がないとできない話かもしれないが、例えばもう少し調べるための時間をとるとか休憩をしながらもう少し時間を取るなどしてやれば、最後に審査を持っていくにしてもずっと議案の審査が続く中で、そういう作業はできないので、調べる時間が必要な場合はその都度時間を取る流れでやったほうがよいのではないかと。

いずれにせよ時間が取れないのは間違いないので。これは委員会のその場その場の流れになるのだろうが、委員長の采配でそのように時間を取ることもある、という。

これを申し合わせに入れるかどうかは別にして、今後そういう流れもあり得ると認識があればよいのではないかと。

笹田委員

請願・陳情は審査する前に出るので、ある程度自分で読んで勉強して、どうするかということを知ることがされると思う。意見陳述や執行部の意見を聞くのは、その請願を腹入れした後に疑問点を聞いて、採択・不採択を決めると思う。最初にある程度のことは皆わかっている、ゼロからではないので、それほど時間はかからないと思う。もし時間が欲しい方がいれば挙手して、考えさせてほしいと言って時間をいただいたほうが。自

分はそれほど時間がかかることではないと思う。いきなり出て読むものではないので。1、2週間前に出てしっかり読み込んで審査するものなので、その辺は問題ないと思う。

牛尾委員長
下間書記
牛尾委員長
下間書記

委員会付託を受けて、委員会を開くまで1週間もある。

初日の全員協議会で陳情は各委員会へ付託される。

初日にはもう内容がわかる。

議会運営委員会の開催が議案審査の常任委員会よりも少し早い。追加提案があるときに一緒にやるので。最近では議会運営委員会にも陳情が出ている状況が多いので。

牛尾委員長

要するに、審査の日に初めてこの文面を見るということはないわけだから、笹田委員が言われるように付託された委員会のメンバーは、考える時間は十分あると、一般的には考えられると思う。

古森局長

定例会議1週間前の議会運営委員会で、どこの委員会に振り分けるとか、配付のみにするとか、そういうのを審査してもらって、開会1週間前には全議員にデータの提供はできるようになっている。

それが自分の委員会に付託されるかどうかはまた別かもしれないが。実質は委員会までに約2週間の期間を見ることは可能。

牛尾委員長

2週間という時間があれば、十分そこで各議員が考えることにはなる。聞いてみたいことは委員会でないといけないのではなくて、付託になった時点で執行部に疑問点は聞けるが、委員会を開催しての執行部への聞き取りではない。それをどう思うか。しかしそれほど難しい問題ではないと思う。

西田委員

その流れでよいと思うが、強いて言うなら案件によっては非常に重要になってなかなか簡単に採決が、もう少し腹入れまで間が必要な議案に関しては、委員長判断でその場で少し腹入れのための時間を設けるなど。

牛尾委員長
下間書記

難しい問題があるとすると、その場で自由討議を入れるのはどうか。

よいと思う。

牛尾委員長

難しい問題について右左あれば、その中で自由討議をすればやがてどこかへ収れんされるだろうから、一応流れ的には「自由討議も可」と入れるか、どうするか。そのようにしたら。そこでお互い議論すれば。

下間書記

自由討議は現在採決前に行うように今は進めているので、請願・陳情についても採決する前に自由討議を行う流れは、今までどおりの流れでもある。

牛尾委員長

ただ、自由討議をやることを書き込んでおいたほうがよいのでは。やるのが当たり前なのだろうが、書き込んでなければすっといく場合もある。

下間書記

今は各委員会で委員長が採決の前に自由討議が必要かどうか発言されていると思う。そういう感じでされるということではいかと。

古森局長

全体の最後だったのが、請願・陳情のときと最後に1回と、全体で2回自由討議の発言が出る形ということ。

下間書記 請願は請願で採決するのだから、全体としては3回。請願と陳情は一
緒に自由討議はしないから。

西村委員 その辺は委員が手を挙げて、自由討議をやろうと呼びかけてもよいし、
あまり型にはめなくてもよい。

笹田委員 委員会で、委員から休憩を取ってほしいと言って取れるものなのか。
下間書記 もちろんできる。ただ、委員会で諮ったほうがよい。

笹田委員 それなら西田委員が言われるようなことも可能。

西村委員 自由討議しようとか、少し休憩の時間をくれとか。

牛尾委員長 確かに中には難しい案件もあるので、自由討議を持ち込んで理解度を
増すことは大事なことである。

西村委員 弥栄の風力発電事業で迷った。書いてある趣旨がよくわからなくて。
何回読んでもよくわからなかった。

牛尾委員長 挙手をして発言をしてください。
今のような流れでやれば、100%に近いような状況でいけるのではない
かと思う。

下間書記 案の2というところで、それぞれの議題2の請願審査の後に採決をす
る、議題3の陳情審査の後に採決をする。そして議案審査に入る。議案
審査の採決をして、執行部の報告事項や所管事務調査をしていく。この
ような流れとなる。

牛尾委員長 ではこれは案2で進めるということ。
次。前回、大体1件につき3分程度ということで、ほぼ皆同意見だっ
た。幾らあっても一人につき20分以内とする。今まで同じ委員会で10
件出たことはないが、ある程度の時間はつくっておいたほうがよいだろ
うということで決めた。想定外のこともあるので。文書にしっかり書いて
もらうことを今回やっているのだから、補完するのは3分あれば十分では
ないかという考え方で3分という意見が多かった。

西村委員 勘定したら7件くらいになるから、よいのではないか。

牛尾委員長 ほかにご意見がなければ、請願等意見につき3分以内、かつ一人につ
き20分以内にするということによいか。
(「はい」という声あり)

笹田委員 ただ、決めたときに、この間委員長をしていて思ったのだが、2分以
内だと言っても2分以上しゃべることがある。ああいうときにどうする
かを決めておかないと、誰が時間をはかって、対応するのかを決めてお
かないとルールはあってもずっと許していたら大丈夫だと思う可能性も
あるので。あと数秒で終わってくれとか、きちんとってこのとおりに
進んでいかないと、つくってもあまり意味がないかと。その辺も議論し
ておいたほうがよいかと。

牛尾委員長 笹田委員から貴重なご意見があった。委員会は正副委員長がいるので、
例えば副委員長がタイムキーパーをするとか、決めておいたほうがよい
のではないか。

笹田委員
牛尾委員長
下間書記
笹田委員
牛尾委員長
下間書記
笹田委員
下間書記
牛尾委員長
笹田委員
下間書記
下間書記
西田委員
下間書記
西田委員
下間書記
西田委員
牛尾委員長
西田委員
笹田委員

そう。副委員長がはかるとか。
ではそういうことで、タイムキーパーは副委員長がやるということで、「意見陳述開始、終わります」で終わってもらおうと。そういう流れでどうか。
時間を経過したから「はい終わり」というのもどうかと思うが。時間が過ぎたのでそろそろ終了してくださいとか。
僕らの一般質問も時間がくれば「はいやめ」と言われるのだから。あとは正副委員長の力量というか。正副委員長は余分に報酬をいただいているわけで、力量が問われる。
その辺は決まったら各委員会の正副委員長に、十分お願いしなければいけないのではないか。
これは議長から言ってもらってもよいと思う。では、ここはそのよう
でよいか。
20分以内という上限も設けるということでよいか。
(「はい」という声あり)
時間を足していかないといけないのでは。副委員長は都度とめて、足していかないといけないのか。
ストップウォッチはある。
1日1委員会だから一つあればよい。
あくまでも1件につき3分以内。4件出された方については12分以内。7件出された方は20分。だからまとめてやるということ。一人が4件出したらその4件を先にする。
1件ずつ処理するなら、まとめて20分ということが起きるのかな。
例えば9件など出た場合。
陳情をするだけで採決はしない。この20分を設ける必要があるのかというところも少し気になってはいた。1委員会でも8件から10件出ること
はあまり前例がなかった。
例えば7件出されて、続けて20分以内というのがあるなら、6件を30秒か1分以内で済ませて、残りを十数分かかれるのか。
1件につき3分以内、かつ一人につき20分以内なので。
つまりそのたびにはからないといけない。それと、本人の陳述されている時間が本人にもわかったほうがよいと思う。目視で確認できるように。
これを設けることになったら、意見陳述ができないということになるのではないか。例えば8件なら。
1、2分で短くやればできる。
ただ常識的に考えて。
大体で。あとは正副委員長にお願いしないと。
それか、2分以内にして、何件出ても2分と決めるか。3分なら3分まで許してあげる形にしたほうが、委員長も副委員長も楽かと思うのだが。

意見陳述できるとなれば多くの陳情が出るかもしれない。時間を決めていたほうが、こちら時間も時間に対してストレスを感じずに審査ができるのではないかと思う。一人何分と決めることによってこちらが大変になるのはどうなのかと思った。

牛尾委員長

しゃべることが目的の方も中にはいらっしゃるかもしれないので、その辺は多少考えないといけないのかも。皆、頭の中でいろいろなことを想定されているので。

1件につき3分や2分と決めたほうが、トータルで何分以内というのは外したほうがわかりやすいのではないか。

(「はい」という声あり)

1件につき2分や3分を最低担保するとしたほうがよい。約束事は簡単なほうが問題はおきない気がする。「1件につき何分以内、かつ何分以内」を外したほうがわかりやすいのではないか。

西田委員

3分以内とすると、3分3分3分というのがどうしても先に立つので、「2分から3分程度とする」にすれば、多少オーバーしてもよいし、早く終わってもよい。その程度とする、くらいにしておけば多少融通が利くと思う。

牛尾委員長

西田委員からの提案があった。一般質問でも時間を決めるとぎりぎりまで使わないといけないと思って質問そのものが劣化するという指摘もあるのだが、どうだろうか。2分から3分程度という縛り方。

笹田委員

よいと思う。2分たってあと1分でお願いすると副委員長も言えるし、それでよいと思う。

牛尾委員長

笹田委員が言ったのは、2分程度たったときに、あと1分と言うのか。

笹田委員

もし話が長くなりそうなら。

牛尾委員長

とりあえず、2分から3分程度ということでここは縛りたい。

古森局長

委員長が1件ずつ、1番について、2番についてと言って、説明してもらおう。まとめて説明させてほしいという要望がこの間もあったと思うが、そういうときのトータル時間は、掛ける3とか。

笹田委員

この間、こちらがお願いしたときには似たような内容だったので、同じでよかったのだが、全く違う内容だと別々のほうがよい気がする。1回切って。

牛尾委員長

何件出ていても1件ごとに切ったほうが、区切りやすいのではないか。

古森局長

まとめて説明したいと言われても、1件ずつしてくれと。

牛尾委員長

あまり作業を増やすと、ややこしいことを言う人がいるかもしれないから。それでよいか。

(「はい」という声あり)

では2分から3分程度ということで。

下間書記

2分から3分程度。3分以内ではだめか。

佐々木委員

2分から3分と時間を指定すると、2分やらないといけないのかという感覚を与えかねないと思う。何分以内という表現のほうが確かによいか

もしれないのだが、とりあえずこれでやってみて、まとめてやらないといけなとか、次のことが出ればまた追加で考えるということで。これであまり時間を取るのも。

下間書記 例え3分以内としておいて、2分30秒くらいから、そろそろと声かける。

牛尾委員長 では皆の反応の感じから、3分以内ということでおさめよう。

次は検討事項4番。これは先ほど説明があったように、請願者・陳情者のほうで用意してもらおうということによいのではないか。

小川委員 この場合、結局陳情者は55部用意することになるのか。

下間書記 執行部にも配付したい気持ちがあるなら、委員会ごとに部数が違うので、それは言って用意してもらおうことになる。

小川委員 そこは請願者の責任においてやるということになる。それは請願者へも説明しておかないといけな。必要枚数を準備せよということか。

下間書記 裏面の注意事項に入れておこうか。

笹田委員 そもそも陳情や請願が出た場合、わかりにくいようにしてはいけないということ前提でこれをするわけで、本当はあってはいけないと思う。しかしある程度、抜けていたり、これを知ってほしいという部分なので、うちらだけわかればよいかと本当は思う。

執行部に伝える陳情者・請願者がいるのかと、逆に思う。わかりやすいものを出しておけば本来なら必要ないわけで。資料があるならしてもよい、くらいでよいと思う。出せではなく。

下間書記 あえて積極的に言うのではなくということか。

佐々木委員 今回の制度上で、請願も陳情も文面に合わせて必要な資料をつけて出す。だからあえてこういう表現をつけなくても、やる人はやる。制度上そうなっている。あえて資料を出されても、膨大なものだと見るのも大変だし、それを見てないのかと言われても困るし。従来そういう制度になっているので、あえてここでうたうのもどうかと。

下間書記 それは意見陳述のときに資料配付を認めないということか。この前、総務文教委員会だったかで資料配付があったが。

佐々木委員 意見陳述用の資料を、別物でか。

下間書記 はい。

笹田委員 だからそれをいちいちPDF化したら、こちらがまた時間がかかる。そのときに持ってきて見てくれというならわかるが。当日持参して配付するでもよいのでは。

牛尾委員長 つまり、陳情者がどうしても見てほしい資料があれば、当日持ってきて資料配付することができる程度でよいのではということか。

笹田委員 はい。今までがそうだった。

牛尾委員長 大体、陳情にしろ、請願にしろ、出す文面で読み取れない内容なのはおかしい。しかも陳述の時間もあるわけではない。

笹田委員 新たに違うものが出るわけではないので。あくまでも請願・陳情に対

下間書記

する意見陳述のために配る資料なのだろう。

事務局とすれば、開催3日前までに出してもらってPDFにしてタブレットに入れていたほうが、委員が審査の参考にしやすいかと思った。当日配付してその場で見て、意見陳述を聞くよりは。

笹田委員

陳述とあまり変わらない、請願の内容は。全く違うものが出るわけではないはず。

下間書記

意見陳述に対しての資料なのでそのとおり。

笹田委員

その辺で、僕らのほうで変わることはほとんどないと思う。ほとんどの方は採択か不採択か決めて臨んでいて、その確認をする作業だと思っている。だから資料が出てきたからといって、がらっと変わることはない。

西川副委員長

陳情も請願もあくまで書類をもって審査するもので、陳述は思いを言葉で伝えてもらうものなので、紙資料はなくても。言葉で思いを伝えてくればいい。

下間書記

実際に資料配付を認めないという市議会もある。もちろん資料配付を認める市議会もある。だから認めるか認めないか、どちらでも決めてもらってよいと思う。

西田委員

過去の請願・陳情などの書類を見ると、趣旨と目的がシンプルに書いてあって、言われることはわかるが内容や背景などは細かく書いてある場合と、そうでないもシンプルなものも結構多い。

意見陳述のために趣旨がシンプルなのかわからないが、そのときに別の資料を提出される場合もあった。

確かに請願書・陳情書だけでは非常にわかりにくいものも過去にはあった。当日の資料配付は委員にのみ認めるということは、よいと私は思う。

牛尾委員長

市民参加という切り口なので、資料を委員に配付してほしいというのを拒否するわけにいかない。議会改革はその都度、都合が悪ければ手を入れて改正していけばよいので、今日のところはどうか。あえて触れずに今までどおりということではいけば。

下間書記

倉敷市は、委員会での意見陳述時の資料配付は認めない、ただし委員会審査日前日までに資料が提出され、委員長の許可を得たものは委員に配付できる。パネルやスクリーンなどは使用できない。という表現もある。当日持参の資料も、委員会で諮って配付することができる、ということでもよいかもしれないし。資料配付は認めないで通すことでもよい。

佐々木委員

いろいろなパターンがあるのだろうが、それが本当にどう機能しているかわからないし、委員長が言われたようにあえてうたわずに、今までの制度のまま、事前に資料配付が必要な人はつけて出して、それを我々は見ながら当日まで判断して出るわけだから。

当日に資料を出されて判断がどうなのかというのもいかなものかという気もするので、請願者・陳情者の姿勢をきちんとしてもらうという

意味でも、きちんとした提出されたときの資料を一緒に出してもらいような方向に案内したほうがよいのではないかと思います。それでどうしても当日にいろいろな資料を出したいという声が出れば、また考えていくようなことでもよいのかと思います。

ほかの議会ではいろいろなことをやっているのだろうが、今の制度に合わせてとりあえずやっていたほうがよい。

牛尾委員長

締め切り日があるわけなので、その日に請願者等が一定の物を用意するという今までどおりの原理原則で、ここはそれほど触らなくてもよい気がする。

下間書記

ではあえて要領に入れない。資料等の配付という項目を入れないほうがよいということでしょうか。

牛尾委員長

今までも資料は締め切りの日に出していれば、資料を配っている場合もあったのだろう。

下間書記

配っていた。

笹田委員

あれは自分でやっている。

下間書記

それと同じ流れにするのか。

笹田委員

今までののは、請願等のためであって意見陳述のために出したわけではない。これはあくまで意見陳述のためのものだろう。副委員長が言われるように、必要ないのでは。

牛尾委員長

あえてここで設けなくてもよいということで、今回はおさめたいと思うがいかがか。

(「はい」という声あり)

ではそのように、下間書記よろしく願います。

下間書記

はい。

牛尾委員長

では、次は5番か。

下間書記

5番は今までの流れでだいたい決まったので、終わり。

時期については案2にして、請願の審査をした後に採決、陳情の審査をした後に採決する。

意見陳述の時間は、請願等1件につき3分以内。副委員長がタイムキーパーをする。

資料等の配付はあえて規定しない。もし、配付してほしいとなったらそれはそのときの流れで。今までどおり配るのなら配ってもらおう。

補足で1点、先ほど西村委員が、風力の請願の趣旨が何度読んでもわからなかったと言われた。これまでもあるように、参考人招致という制度はしっかりあるので、定例会議初日の委員会で自分たちがわからないところは、本人に来てもらって説明してもらおうという制度は今までどおり生きているので、活用してもらったほうがよい。

費用弁償がかかるので毎回、毎回ものすごい件数だと費用弁償の額が気にはなるが、本当に趣旨がわからなかったりするならその制度を使って招致してもらえばと思う。

牛尾委員長

それとは別に、自分たちは呼ばないがしゃべりたい、思いを伝えたいというときに、この意見陳述をやってもらうということである。

一応参考人招致がある。予算もどちらかというと少ない。過去に産業建設委員会でも招致した。予算のことは別にしても、参考人招致は必要などときにはやっておかないとおかしくなる。予備費を年間何本くらい、とっておかないといけないのか。あるのはあるのか。

古森局長

必要なら招致するのは正しいやり方なので、予算は流用なり全体を少し調整して。

牛尾委員長
下間書記

ただ名目とすれば参考人招致費用として、例えば年間いくらくらい。3、4件分は取っているが、件数は少ない。1件当たり7,000円なので予算的には少ない。請願は紹介議員がその趣旨はしっかりわかっているのが建前だと思うのであまりなく、陳情の場合が多いのかと。そうであっても請願者の思いは紹介議員全てがわかっているわけではないので、請願時で、もちろん参考人招致はあるのだが。予算は確かに少ない。

牛尾委員長

今年のようにコロナであちこち行けないときは、予算が余ってやれんだろうと。

下間書記
笹田委員

もちろん必要だと流用してでも招致するので。先ほどの要領のところと一緒に書いてあったのだが、個人の誹謗中傷について。

もし陳述中にそういう内容が出た場合にどのように対処するか。委員長がとめて訂正してもらうのか。配信されるし注意しておかないと、議会での誹謗中傷でその方に不利益をこうむることがあるようなことがあってはいけない。チェックされていてもその可能性がゼロではないと思うので心配なのだが。

牛尾委員長

過去そういう事例もあった。そういうことがないようにというのは。これは委員長が議長に出すのだが、例えば今のような意見を含めて、引っかかるような問題があったときは委員長がそこへ割って入って制止するというのを、議長から言ってもらうのは必要である。

個人の中傷などを平気で言うような陳情者が現れた場合、途中で制止すると。委員会によって委員長の裁量でうまくいく場合といかない委員会があるということがあってもいけないので。

古森局長
牛尾委員長

議長がどこの場で誰に言うのか。委員会を采配するのは委員長なので、委員長を集めてもらって、例えば特別委員会からこういう指摘があったと。

委員会運営にあたっては陳情や請願、意見陳述も含めて、該当があったときに委員長は制止する。委員長としての職務を徹底してほしいということを実例に挙げて言わないと。各委員会を見ていると、委員長の仕切りがきちんとしているところと、もう少し頑張してほしいところが、僕の視点から見受けられることもあるので。そこを笹田委員は心配していると思うので。委員会運営の担保。

下間書記
牛尾委員長

暴走する陳情者なり請願者がいたときには、制止するということをきちんとしておかないと。それをするのが委員長の仕事だということをおかなくていい。人ごとでは困る。

委員会の中で行うので当然委員長が采配することにはなる。

委員長としての役目を果たしてもらえばよい。そこに至らない場合は困ることがあるので、その辺を議長から言ってもらおうか。

笹田委員

要領の4番、意見陳述に関する確認事項の5に、最後に委員長の指示に従ってくれと書いてあるのだが、違反行為があった場合は意見陳述を途中で停止する場合もあるということをおかなくていいと、委員会として開いて、そこで何かしらマイナスなことがあってはいけないと思うので。規定に違反するとできなくなる可能性があることをおかなくていい。少し血が上って言うかもしれない。

牛尾委員長

過去そういう例がある。文面にある場合はチェックが入るが、意見陳述のときは現場を見ないとわからない。

例えば、留意事項に違反した場合には、意見陳述をその場で中止するといったことを、どこかにうたっておかなくていいのではないか。何でも言えるとなるので。

古森局長

確認事項の6番などにそのことを加えてもいいか。途中で中断し止めることもあるといったことを。

牛尾委員長

やめることもあるでは弱いかもしれない。意見陳述をその場で中止するとか。

笹田委員

陳情者と請願者に、5番の浜田市議会会議規則その他の議会関係法令を守り、といっても中身がわからない。

牛尾委員長

具体的なことを書きこんでおかなくていい、わからないのではないか。

笹田委員

今言うことに反しているのだろうが、恐らくこの中身がわからない。

古森局長

5番で委員長が何らかの指示を1回投げるわけだが、それなしにいきなりそこはないと思う。

投げた上で委員長の指示に従わない場合は、意見陳述を中止します、と最後に加わるべき。

沖田委員

そうなること全て事項を確認し、となっている。これ確認し意見陳述を希望しますと。確認でいいのか。同意なのか確認なのか。引がかかると思う。以上のことを同意した上で意見陳述を希望するのか。確認ならうん、わかったではないか。もっと言えば同意書にしたほうがよいのでは。同意してくれないなら発言は認めないというくらい、重みを持たせてもいい。

牛尾委員長

今の件、どうだろうか。

下間書記

申出書の案をつくらせてもらっている。最終的には規程をつくりこれも載せていく。規程は告示すべき事項であり、そうなること4番に書いてある事項というのを、同意をさせた上でこの申出書を認めるというような規程はなかなか難しいのかなと思う。あくまでも協力を願うような、

裏面は注意事項ということで載せる感じのイメージである。今試行的にやる段階でこれを使うのはよいのだが、実際に規程に盛り込むときには表面くらいかと思っている。告示する規程事項は表面、裏面はこちらからのお願いということで。全てに同意して申し出てくれという形になるのではないか。同意しないと認めないというところまでやるのか。

牛尾委員長

請願・陳情は国民の権利だからよいが、やはり中身については守ってもらわねば困る。

沖田委員

例えば誹謗中傷発言があったら委員長が制止するが、確認はしたけど同意はしてないからという制止は受けないといった話になると困る。あるかないか別だけど。ここで同意していれば同意したことが相手に言えるのではないかと思った。

牛尾委員長

委員会は委員長が支配しているので、ルールがある以上はそれに反することがあれば制止するのは委員長の仕事なのである。特に一般の方は陳述したいということであれば緊張感の中でされるので、3番に引かかるようなことをする方はいらっしゃらないとは思いますが。あとは委員長がきちんと仕切ってもらうということに尽きるのかと。委員長の仕事をしてもらってほしい。本会議と全員協議会は議長、委員会は委員長だから重責がある。ただ名前だけの委員長では困る。職責を果たしてもらわねば。この辺は性善説でおさめようではないか。

笹田委員

6番に先ほど局長が言われたことを書いておけば大丈夫かと思う。

牛尾委員長

6番をつけるということで、この件はよろしく願います。

(「はい」という声あり)

下間書記

続いて条例への明文化だが。

牛尾委員長

これを追記せよということでよいか。

(「はい」という声あり)

はい。

下間書記

先ほど要領のようなものを提示したのだが、あの要領がこういった第1条、第2条というような、条例的な文言に変えて、最終的にこういった規程をつくり、これを告示して6月からは正式に実施していくイメージである。

これもまだ素案なので、先ほどの要領を直してそれに基づいた形で、こういった規程を最終的にはつくるイメージになろうかと思う。

これも条例が可決した後に事務局で決裁して告示する流れになる。

笹田委員

これは第4条の(4)は省いて、第4条第2項を3分以内にするということが大体確定という認識でよいか。

下間書記

はい。あとは様式を少し直す。これは法令と文言整理もしていけないといけない。

牛尾委員長

第4条の(4)は削除か。

下間書記

はい。

牛尾委員長

あとは法令と打ち合わせして、再度皆にお示しするというところで。

下間書記
牛尾委員長

それは、議会運営委員会になるかと思う。
そうか、議長に渡さないといけない。
ではこれはあと、正副委員長と事務局に任せてもらえるか。
(「はい」という声あり)

下間書記

ではそのようにさせていただくので、よろしく願います。
これが議会改革に関する検討結果である。
今日の指摘事項を踏まえ、少し実施要領を直させていただき、(1)として請願者等の意見陳述実施要領(案)による試行実施ということで、3月定例会議においてやっていく。(2)で浜田市議会基本条例の一部改正をしてきちんと規定してほしいということ。(3)でその後には意見陳述に関する規程の制定をして、令和3年6月定例会議から本格的に実施していく。

このようなことをこの特別委員会で検討したので、全議員への周知及び関係委員会への通知と適切な対応をお願いする、ということで委員長名で議長に提出する。

これを受けて議長は議会運営委員会に、条例案を検討してほしいといった指示を内々に出し、議会運営委員会の議題に上がっていくという流れになる。

牛尾委員長
下間書記
古森局長
牛尾委員長

では今度の議会運営委員会までにこれを議長に渡さねばならない。
今日の検討結果の要領の部分などが直ればすぐに対応できる。
2月1日の議会運営委員会で検討する流れになる。
ということでよろしいか。
(「はい」という声あり)

議題2 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

牛尾委員長
笹田委員
下間書記
牛尾委員長

これは議論してそのまま置いてあった。
結構議論したが。
黄色いマーカ一部分だけが、まだ検討が残っている部分である。
2番の件は相当議論したが、会派でもう一度議論してほしいということで持ち帰ってもらったのだったか。前回どうだったか。

下間書記

次までの検討事項としてこれはちょっと置いておこう、といったような流れだった。

牛尾委員長
西田委員
牛尾委員長

でもこれは会派内で結構やってもらったのでは。
1回やった。
では現時点での会派の考えを伺おうか。議員は1、2人で、全部で6人という案が前は出ていたが。

笹田委員
牛尾委員長

委員長、議員を入れるか入れないかの点を諮ればよいのでは。
前回、議員がゼロでは識見者だけの場合に、わかりにくいことがあるのではないかという指摘が一部あり、議員を1、2名入れたほうがよいのではとの意見があった。議員なしでやるか、参考のために識見者に伝え

下間書記

る議員1、2名が必要だろうということで入れるか。

ただ、識見者6名といってもなかなかそろわないかもしれないので、4名ではいけないのかとか。この識見者は例えば弁護士や公認会計士などを皆想定して、今まで議論してもらったのだったか。

牛尾委員長

そういうイメージは持っておられたと思う。ただ、なかなか職業を規定するわけにはいかないのでは、識見者や学識経験者という表現になるかと思う。

下間書記

それは議会として議長が就任の要請をするようになるか。そうなるかと思う。

牛尾委員長

政治倫理審査会が開かれるか、開かれなかわからないが、一応就任をお願いする形になる。

下間書記

頻繁に開かれる会議ではないので開くときに選ぶ市議会のほうが多い。

古森局長

審査会として2年間なら2年間ずっとやるというつくり方の組織と、案件が発生したときに選んで案件が終ればそのメンバーは終了というやり方と、パターンは二つあって、後者のほうかと思う。

牛尾委員長

そうすると案3には「案件に応じて議員を入れる規定」とあるが。

下間書記

案4になるかと思う。

牛尾委員長

4か。4に絞ったとしても大卒何人くらいというのは必要だろう。

下間書記

はい。

牛尾委員長

今回はエビデンスがなければいけないとなると、議員を1、2名入れる根拠は何かと言われても。

下間書記

これまでが議員で組織されていたのに、急に議員を全部排除するというのもどうなのか。

西田委員

以前は議員を入れる目的というのは、議会のそれまでの背景、議会の仕事、もろもろがある程度わかる中立的な議員の中から選ばれる、議長が任命する、そういう理由ではなかったか。

下間書記

全ての会派から一人ずつ出してもらった。ある意味中立ということはある。

西田委員

今回は選ぶときに、学識経験者が何名になるかわからないが、それと議会側から1名なり2名が選ばれるようなことではどうか。定数にもよるが、そういうのは、当該の案件に中立的で議会に精通しているの中から選ばれるという目的で議員が選ばれるのが目的だったと思う。

牛尾委員長

それは②の中にある。どちらにせよターゲットは議員なので。

西田委員

誰が当該者になるかわからないので、そういったときには発生してから議長が議員の中、あるいは識見者の中から選ぶということで、柔軟性があるって私はよいと思う。後は定数を何人にするか。

西川副委員長

前回は申し上げたが、私は審査員側に議員は入らないほうがよいと思っている。詳しい情報が必要になれば参考人として議員に聞けばよいと思う。前回は議員だったからというのは前例ということで、前例より前進と小川委員も言っている。

西村委員
牛尾委員長

同感。

かつて政治倫理審査会は2回開いたが、当該議員を参考人招致で意見陳述を求めたこともある。どうするか。

西田委員
牛尾委員長
西田委員

私は柔軟的な設定でよいと思う。

政治倫理条例はつくる時本当に大変だったのだが。

議員が必要な場合にはということで。議員がいなくても別に問題はないと思う。

牛尾委員長

議員なしの識見者のみのほうがスマートかもしれない。皆が言うように、議会のことがわからなければ参考人として議長なりに聞けばよいということもあろうし。事案によってはそうでない場合もあるだろうが。

笹田委員

もちろん西川副委員長や西村委員が言われることもわかるが、内容によっては市役所内のことや、議会の中のことなどの可能性も十分考えられる場合は、やはり議長が判断して入れることも想定しておかないと、全然わからないまま審査する可能性があると思う。

毎回、毎回要請するのであれば、いたほうがよい。全く議会が関係ないというのであれば、識見者をお願いしてしっかり意見をもらう形でよいが、西田委員が言われるように柔軟性を持たせていたほうがよいと個人的には思う。なられた方が困らないように。

前は市役所内のことだったので、議員がいないと委員長がさっき言ったように難しい案件だった。

識見者だけだとなかなか状況が把握できない内容だったと記憶している。そういう場合は議員も何名かおられたほうがよいと思う。前回の例を考えると、場合によって柔軟性を持たせたほうがよいと個人的には思う。

牛尾委員長

確かにおっしゃるとおり前回はある案件で、政治倫理審査会に乗せるか乗せないか入り口で議論した。当時僕が発言したのは、これを案件に上げると、職員を何名か呼んできて意見陳述などをすることになるから、万が一犠牲者が出るのが考えられるため乗せるべきではないのではないかと、政治倫理審査会を開く前でとどまったケースもある。非常に微妙なので、過去の例から言うと、中立的な議員1人と識見者6人というのがよいのか、もしくは案件に応じて議員を入れるような規定がよいのか、ということにしておいたほうがよい気がする。

過去の例が頻繁にあるとは思わないが、いまだに思い出したくないような案件なので、あまり細かいことは言いたくないのだが。

西川副委員長

おっしゃることはわかったが、最終的な審査に議員が加わるのは少し気になる。

例えばオブザーバーとして議員2名などといったことができるなら、審査には加わずに意見を述べるための議員が常時いるという形はどうだろうか。

牛尾委員長

今の副委員長の提案はどうか。

<p>笹田委員 牛尾委員長</p>	<p>困らなければよい。 新しい提案なのだが、議員はオブザーバーまでで、あとは識見者にやってもらおうというところで、まとまるような気がするのだがどうだろうか。 例えば案2の「議長が指名した2名（オブザーバー）、識見者6名で全体8名。表決には議員は加わらない」といった注意書きで、くくってもらえないか。</p>
<p>下間書記</p>	<p>オブザーバーの定義が。条例上はくくれない。オブザーバーという言い方はないと思うので。審査会の委員は委員だし、そうでない人間は傍聴者ということになるので。審査に加わらない人間は審査会の委員ではないと思う。</p>
<p>西田委員</p>	<p>定数は識見者6人とし、それと4番を融合して、定数は識見者6人とし、場合によって議長が判断し6人の中に議員が1名ないし2名入ることができる。中立性を保つために、内容や場合によって。ファジーに。</p>
<p>牛尾委員長</p>	<p>ファジーだと法令審査で言われる。</p>
<p>下間書記</p>	<p>案4で「議員及び学識経験を有する者の内から議長が委嘱」か。</p>
<p>西田委員</p>	<p>それが一番よい。あとは定数何人かで。議員をその中に選ぶか選ばないかは議長判断で、議員が一人でもいたほうがよいという判断のときは、議長判断で入れることができる。</p>
<p>古森局長</p>	<p>トータル6人などにしておけば、議員と学識経験者込みの6人であって議員がゼロでもオーケーだから。</p>
<p>下間書記</p>	<p>そこは法令上の解釈の仕方、もう一度確認しようと思う。</p>
<p>牛尾委員長</p>	<p>案4で進めて今のようなことであれば、最大6名とするという書き方にすればよいのか。法令がオーケーなら。</p>
<p>下間書記</p>	<p>そうなるかと思う。</p>
<p>笹田委員</p>	<p>これだったら議員が入らなくてもよい。</p>
<p>牛尾委員長</p>	<p>ではいろいろご議論があったが、案4で、定数はマックス6人とするということで、一応法令審査にかけてもらう。</p>
	<p>(「はい」という声あり)</p>
	<p>次は政治倫理基準の規定か。</p>
<p>下間書記</p>	<p>ハラスメントについて必要なのではないかというのが前回の特別委員会で出た意見で、いくつか例を示して、具体的な文言の例を示すというところで終わっている、他市の事例を入れてみた。</p>
<p>牛尾委員長</p>	<p>政治倫理条例を書き直すわけなので、これは必要だと思う。</p>
<p>笹田委員</p>	<p>前も言ったが、市職員の職務執行を妨げる等の不当行為をしないことを規定（多くの市）と書いてあるので、ここは規定してもよいと思う。</p>
<p>下間書記</p>	<p>①から⑤が事例である。</p>
<p>笹田委員</p>	<p>その他の⑤になる。</p>
<p>牛尾委員長</p>	<p>検討結果1番から5番までであるが、とりあえず、これは問題があるということがあればだが、全部入れてもよいのではないか。どうだろう。</p>

西田委員	重なっている部分をきちんと。
下間書記	①から⑤までがいろいろな事例ということで上げている。
牛尾委員長	2番と4番は重なっているか。
下間書記	重なっている。
牛尾委員長	では2と4はくくれる。
下間書記	⑤が一番詳しい、ハラスメントだけではなく。
笹田委員	⑤は全部網羅している。⑤だけでよい。
牛尾委員長	では⑤だけにするとということによろしいか。
西川副委員長	セクシャルハラスメントと書いてあるが、今はハラスメントが多いのでセクシャルに限定せず、ハラスメントだけにしたほうがよいのでは。
牛尾委員長	ではセクシャルだけ外して、ハラスメントということをお願いする。
	(「はい」という声あり)
牛尾委員長	ではそういうことで、政治倫理審査会については以上とする。

議題3 自由討議について

牛尾委員長	これは議会運営委員会で検討していくことが決定と書いてあるが、ここではなく、議会運営委員会です。
下間書記	はい。経過を載せているが、視察なども両方で行かれていた時期もあったようだが、最終的にはこの特別委員会でも、議長からも議会運営委員会で検討していくようにとされているので。実際に実施要領をつけているが、素案などもできていたようである。
	また一から見ていく必要はあるのかもしれないが、だいたいの素案もできているようなので議会運営委員会で検討していくということではないかと思う。
牛尾委員長	そのような流れでよいか。
	(「はい」という声あり)
	では議会運営委員会でやってもらうということで。

議題4 その他

牛尾委員長	次回の日程を決めたい。
下間書記	2月1日の議会運営委員会で、この実施要領の確認という意味合いになるかと思う。ここで検討してもらったことを確認してもらおう。1月の臨時会議の議会運営委員会も1月21日にあるので、早めることも可能ではある。
笹田委員	ただ、これは直さないといけないところがいっぱいある。例えば第4条第2項など。
下間書記	意見陳述について実施要領を2月1日の議会運営委員会で示して、これでやっていこうと確定する予定にしているのだが、1月にも臨時会議があって、そこでも議会運営委員会が開かれるので、そこでやることもできるが。

- 笹田委員
牛尾委員長
下間書記
牛尾委員長
- 早いほうがよい。
21日に議会運営委員会だから、それに間に合うように議長に出せるか。
はい、検討結果を出して。
臨時会議はいつだったか。
(「26日」という声あり)
例の議案だけか。
- 古森局長
- 一つの議案について交付決定がまだ下りておらず。国が緊急事態などで出勤もしない状況になったりしている。それとコロナ対策第5弾と、三隅のゆうひパーク指定管理の指定の件。3件になるか2件になるかが、まだはっきりしていない。
- 牛尾委員長
- 21日の議会運営委員会に出すので、ご了解をよろしく願います。
(「はい」という声あり)
そうすると次回は。
- 下間書記
- 次回は先ほどの政治倫理条例の改正について再度整理したものを特別委員会で見てもらって、またこれも議会運営委員会提案の条例改正になるので、同じように議長に、第5回の検討結果報告をして最終的には議会運営委員会での提案になろうかと思う。
- 牛尾委員長
- それは3月定例会議の議会運営委員会に間に合わせなければいけないから。
- 下間書記
牛尾委員長
下間書記
- 3月で改正できればベストだが。
それがよいだろう。
条例を改正するには文言整理が必要かと思っていて、また法令とも相談が必要になると思うが、まずは議会運営委員会に素案などの提示が必要なので、今日の協議結果、このようにまとまったところを1回特別委員会で確認してもらったほうがよいかと思う。
- 牛尾委員長
下間書記
- 日程的にはやはり2月か。
今日の結果をまとめる程度なら、1月末あたりでも大丈夫かと。2月1日午後からの議会運営委員会をもう。
- 古森局長
- 21日にやっしまえば、2月1日の議会運営委員会はなくなる可能性もある。
- 牛尾委員長
下間書記
- では21日の議会運営委員会の日に開催するか。
できれば21日以降で皆の都合のよい日をお願いしたい。
(以下、日程調整)
- 牛尾委員長
- では次回は1月26日、臨時会議の終了後にやるということで、よろしく願います。
そのほかに何かないか。
(「なし」という声あり)
では、以上で終了する。

(閉議 12時02分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により委員会記録を作成する。

議員定数等議会改革推進特別委員会 委員長 牛尾 昭

Ⓜ